

新型コロナウイルス感染症対策子育て応援臨時交付金について

家庭内での新型コロナ感染事例が増加するとともに、第5波では12歳未満の感染が増加するなかで、小学生にコロナワクチン接種が行われる見通しがつくまでの臨時的な措置として、子育て世帯の感染対策や生活支援事業を実施する市町村を包括的に支援するもの。

1 対象事業

市町村が作成する事業実施計画に基づき、子育て世帯のコロナ感染対策やコロナ禍での生活支援を行うため、令和3年度中に市町村が実施する以下の事業

- (1) 子育て世帯に対し、新型コロナワクチンの接種を呼びかける広報事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行した場合に備え、小学生を対象として実施するインフルエンザ予防接種費助成事業
- (3) コロナ禍における、子どもや子育て世帯の生活援助事業
- (4) コロナ禍における、子どもや子育て世帯の心身の健康維持事業

2 予算 1. 5億円（10月補正予算（10/20付け専決処分））

（財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

3 市町村への交付基準

- (1) 均等割 …交付金総額の100分の20を市町村に均等に配分
- (2) 児童数割…交付金総額の100分の80を各市町村の小学生児童数に応じて配分

（問合せ）感染症対策課新型コロナウイルス対策班

TEL076-444-3556 FAX076-444-8900